

仕 様 書

1. 業務名称

豊平館ボイラー排煙濃度計及び放水銃バッテリー交換修繕業務

2. 対象施設

豊平館（札幌市中央区中島公園１－２０）

3. 業務期間

契約書に示す着手の日から、令和７年３月２８日（金）まで

4. 業務内容

- ・ 豊平館附属棟地階ボイラー室に設置されているボイラーの排煙濃度計の交換修繕を行うこと。
- ・ 豊平館附属棟地階消火ポンプ室内の制御盤内に設置されている放水銃バッテリーの交換修繕を行うこと。
- ・ 本業務の作業内容及び交換部品の型式は下表を参照すること。

項目	数量		備 考
（ボイラー排煙濃度計修繕）			
1 排煙濃度計（GY-Y-S4000型）	1	式	投光器と受光器一括の交換
2 計装工事	1	式	
3 調整費	1	式	
（放水銃バッテリー交換修繕）			
1 始動用蓄電池（古河電池製MSE150型）	12.0	セル	
2 交換技術料	1	式	
3 消耗雑材費	1	式	
4 廃バッテリー処理	1	式	
5 移動交通費	1	式	

5. 一般要領

- (1) 本業務を実施する際には、事前に工程や設置箇所等について担当課及び施設運営者と十分打合せを行い、承認を得た上で、施設運営に支障のないよう円滑な進行を計ること。なお、業務従事者は、十分な経験を有した者とする。
- (2) 業務対象場所等においては、作業の安全及び関連機器設備へ障害を与えぬように充分注意をすること。又、不慮の事故が発生した場合においては、速やかに担当課及び施設運営者に報告すると共に、担当課の指示に従い、業務受託者の責任において一切を処理すること。
- (3) 本業務による作業時間は、担当課及び施設運営者と打合せのうえ、決定する。
- (4) 業務完了後の清掃、片付け等については、確実に実施すること。
- (5) 本業務の遂行にあたり関係法令を遵守すること。
- (6) 本業務に関し疑義を生じた場合は、担当課と協議し遺漏のないようにする。

6. 受託者の負担の範囲

- (1) 関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等が必要な場合は、業務に支障ないよう遅滞なく行うこと。ただし、申請手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。
- (2) 交換、点検等に必要な工具、計測機器等の機材、及び材料、消耗部材等についても受託者の負担とする。
- (3) 交換修繕に伴い発生した廃棄物等の処理・処分にあたっては、受注者が責任を持って適正に廃棄すること。なお、産業廃棄物が発生した場合の処理については、マニフェスト D、E 票又は電子マニフェストの処分終了報告のコピーを委託者へ提出すること。（業務完了報告書と併せて提出）

7. 提出書類

提出書類	部数	提出期限	備考
業務完了時			
・業務完了届	1	完了と同時	交換した設備等の写真や作業手順を示すこと
・業務完了報告書	1	完了と同時	
・マニフェスト D、E 票又は電子マニフェスト処分終了報告の写し	1	完了と同時	

※提出書類はすべて A 4 サイズとする

※写真撮影は、交換した部品の位置・形状・個数を示すこととし、作業内容、工程が具体的に掌握できるように撮影すること。